

# 令和6年 秋の全国交通安全運動 実施要綱

## 期 間

令和6年9月21日（土）～9月30日（月）

## 鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

**目 的** 秋口は、日没の早まりとともに夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあり、飲酒運転等の危険で悪質な運転による事故も依然として発生している。

このようなことから、広く市民に対し交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、市民自身による交通安全の実現に向けた取組を推進することにより、交通事故防止を図ることを目的とする。

## 重 点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

9月30日（月）は「交通事故死ゼロを目指す日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

## 重点1

# 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の 実践等による歩行者の交通事故防止

### ◎歩行者は・・・

- 夕暮れ時以降の外出は「車から見えにくい」ことを意識し、明るい色（白・黄など）の服装を心掛け、反射材用品の着用やLEDライトを携帯するなど、自己の存在を目立たせましょう。
- 歩きスマホは交通の往来に対する注意がおろそかになり大変危険です。絶対にやめましょう。
- 道路を横断する際は横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に向けて手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めましょう。また、横断中も周囲の安全を確認しましょう。



### ◎運転者は・・・

- 横断歩道は歩行者優先です。横断歩道の手前では歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者等がいる場合は、停止して横断を優先させましょう。
- 通学路・生活道路等においては、見えない危険を予測して速度を落とした安全運転に努めましょう。

### ◎学校・地域・関係機関では・・・

- 参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルールとマナーを身に付けるための交通安全教育を推進しましょう。
- 通学路等において危険箇所の把握を行い、危険の解消に向けた取組を推進しましょう。
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進しましょう。



## 重点2

# 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

### ◎自動車運転者・同乗者は・・・

- 視認性が低下する夕暮れ時以降の交通事故を防止するため、日没 30 分前には前照灯を点灯しましょう。前照灯点灯時間の目安は、9月は 17 時半、10月は 17 時、11月・12月は 16 時半です。
- 夜間は対向車や先行車がない状況であれば、ハイビームを活用し、交通量の多い市街地での走行及び対向車や先行車がいる場合はロービームに切り替えましょう。
- 夜間は速度感覚が鈍りスピード超過になりやすいため、昼間より速度を落とし、慎重に運転しましょう。  
※ハイビームの活用は、歩行者や障害物を遠くから発見することで、急ブレーキを踏むことを回避し、交通事故防止につながります。
- 飲酒運転は極めて危険で悪質な行為であることを認識し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、当事者及び周辺者ともに根絶に向け責任をもった行動をとりましょう。
- 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮し、二日酔い等による飲酒運転を防止しましょう。

### ◎職場は・・・

- 運転前後においてアルコール検知器と目視による運転者の酒気帯びの確認を徹底し、従業員に飲酒運転をさせない運行管理を行いましょう。
- 飲酒運転及び妨害運転(あおり運転)の悪質性・危険性を理解させる運転者教育を実施するとともに、「思いやり運転」を推進しましょう。

### ◎酒類を提供する飲食店等では・・・

- 店内に飲酒運転根絶を訴えるチラシやポスターを掲出し、客に対する注意喚起に努め、『ハンドルキーパー運動』を推進しましょう。
- 車を運転してきた人には酒類を提供しないこと、飲酒した人には車を運転させないよう徹底しましょう。

#### ハンドルキーパー運動とは

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です。



#### ○飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない

## 重点3

# 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

### ◎自転車・特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)利用者は・・・

- 交通事故による頭部への被害を軽減するためヘルメットを正しく着用しましょう。
- 自転車等は車両であり、車同様に信号の遵守、交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、並進の禁止等の交通ルールを守り安全に利用しましょう。
- ながらスマホ、傘さし運転、イヤホン等を使用した運転は大変危険です。絶対にやめましょう。

### ◎学校・地域では・・・

- 自転車等利用時の安全を確保するため定期的な点検整備と、自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進を図りましょう。
- 生徒や児童に対する登下校時の街頭指導や交通安全教室等で自転車等ヘルメット着用による被害軽減効果と必要性に関する理解の促進、自転車等危険な走行や迷惑行為の防止、正しい通行方法等、自転車等安全利用に係る指導を推進しましょう。

### ◎関係機関・団体等は・・・

- 「自転車安全利用五則」の活用による自転車の交通ルール等の交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。

走行中の携帯電話使用(ながらスマホ)や酒気帯び運転は、罰則が新設され、改正道路交通法の公布(令和6年5月24日)から6カ月以内に施行されます。

#### <自転車安全利用五則>

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



#### <主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。

##### 個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。

##### 傷害保険

自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。

##### TSマーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年。

